

# 群馬県市町村会館管理組合職員退職手当特別負担金引当基金条例

令和4年2月17日

条例第1号

## (設置)

**第1条** 群馬県市町村総合事務組合負担金条例(平成2年群馬県市町村総合事務組合条例第19号)第2条の2第1項の規定に基づく職員の退職手当に係る特別負担金に充てるため、群馬県市町村会館管理組合職員退職手当特別負担金引当基金(以下「基金」という。)を設置する。

## (基金の額)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

## (管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

## (運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

## (繰替運用)

**第5条** 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

## (基金の処分)

**第6条** 管理者は、第1条に規定する職員の退職手当に係る特別負担金の財源に充てる場合に限り、基金を処分することができる。

## (委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

### (施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。